

金沢市市民行政評価委員会要綱

(平成17年9月26日決裁)

改正 令和3年3月19日決裁

(設置)

第1条 行政評価に多くの市民の意見を反映させるとともに、その客観性と透明性の向上を図るため、金沢市市民行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行政評価について、市民の意見を踏まえて調査審議する。

(構成)

第3条 委員は、主として民間有識者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員会は、委員若干人で組織する。

(運営)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務局デジタル行政戦略課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。